

国立研究  
開発法人 海上技術安全研究所 国際会議報告

会 議：海上無線通信に係る IMO/ITU 合同専門家会合第 11 回会議 (Joint IMO/ITU EG 11)

開催場所：国際海事機関 (IMO)、英国、ロンドン

会議期間：2015 年 10 月 5 日～9 日

参 加 国：国および地域：22、政府間機構：1、国際機関：3

海技研からの出席者：

丹羽 康之：運航・物流系運航解析技術研究グループ上席研究員 (国際連携センター併任)

**概要 (背景)：** 現在、IMO では海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) の見直し作業を行っており、今後 GMDSS で新たな周波数の利用の要望が挙がる可能性がある。一方、無線通信機器の周波数利用は国際電気通信連合 (ITU) で定められているため、新たな周波数の利用のためには、ITU での承認が必要となる。そこで、IMO と ITU は、毎年合同専門家会合 (EG 会議) を開催し、これらの問題について審議を行っている。



海技研からの出席者 (丹羽)

**主な貢献：** 丹羽は、航行安全・無線通信・捜索救助 (NCSR) 小委員会で設置されたコレスポンドンス・グループ (CG) からの GMDSS の見直しに関する各論の検討の中間報告に対する審議、及び、その結果に基づく SOLAS 条約改正案の審議に貢献した。

### 審議結果

#### 1 GMDSS の見直し

昨年開催された IMO NCSR 1 で GMDSS の見直しに関する総論・方向性の検討が終了し、それに続き、現在各論の検討を行っている。今回の EG 会議では、CG からの中間報告を受け審議を行った。主な検討事項は以下の通りである。

- 条約改正の発効時期
- 新たな衛星サービスプロバイダーが参入した場合の対応
- A3/A4 海域における MF/HF 通信の役割
- 非 SOLAS 船の定義の明確化
- NAVDAT (現行の NAVTEX の上位システム

として検討されている海上安全情報放送システム) サービスが提供された場合の対応

- 遭難警報の誤発射抑止
- 現行の無線通信機器の性能基準の見直しの必要の有無

条約改正の発効時期については、2020 年を目指すことが合意され、その他の事項については、引き続き CG で検討した上で、次回 NCSR 小委員会に報告することになった。また、GMDSS は主に SOLAS 条約附属書第 IV 章で規定されていることを踏まえ、条約改正案を検討した。条約改正案については、次回 NCSR 小委員会で更に検討することになった。



## 2 ITU との連携

海上無線通信で新たな周波数を利用するためには、ITU の世界無線通信会議（WRC）で承認される必要があります、WRC には IMO の見解（IMO ポジション）を知らせている。今回の EG 会議では IMO の見解を検討し、本年秋に開催の WRC-15 に対して、次回会議（WRC-19）の新議題として、GMDSS の見直しに係る事項の設定を支持することとした。

## 3 今後の予定

今回の EG 会議で検討した事項は、NCSR 3 で引き続き検討を行う。その後も開催予定の

EG 会議、NCSR 小委員会を通して、条約改正案の最終化を行い、2018 年春に開催予定の海上安全委員会で採択を行い、2020 年の発効を目指す。ただし、検討が長引いた場合は、発効が 2024 年に延期される可能性もある。

## 4 次回会合

次回 NCSR 小委員会は、2016 年 2 月 29 日から 3 月 4 日に IMO 本部で行われる予定である。また、次回 IMO/ITU 合同専門家会合は、2016 年 7 月 11 日から 15 日に IMO 本部で行われる予定である。